

農政をめぐる情勢

目次

I	日米貿易協定承認案が衆院可決	1
II	規制改革推進会議が常設化	5
III	種苗法改正案、次期通常国会提出へ	15

今月号のあらまし

I 日米貿易協定承認案が衆院可決

11月19日、衆院本会議で、日米貿易協定の承認案が自民、公明、日本維新、希望の賛成多数で可決し、参院に送付された。審議時間は延べ11時間であった。

21日、政府・与党は2019年度補正予算で、日米貿易協定やTPPを踏まえた国内農林水産業対策として、3,250億円程度を計上する方向で調整に入ったと報道されている。

II 規制改革推進会議が常設化

10月31日、規制改革推進会議の初会合が開催された。議長に小林喜光氏、議長代理に高橋進氏が選任された。重点的フォローアップ事項も決定され、農協改革関連では「信用事業の健全な持続性確保」が記載された。

20日、農林水産WGの第1回会合が開催され、新規就農支援とスマート農業を主な審議事項とする考えが提示された。西南学院大学教授の本間正義氏等、旧体制の専門委員が「有識者」として参加した。報道では、農協改革についての議論はなかったが、有識者から「農業用ドローンやJA全農の改革などが現場で十分進んでいるという感覚がない」といった意見が出たとされている。

III 種苗法改正案、次期通常国会提出へ

2019年3月、農水省は、優良品種の海外流出防止や実効性のある品種の保護をはかるため、「優良品種の持続可能な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」を設置した。背景には、種苗法改正等もある。

11月15日に同検討会の第6回会合が開催され、優良品種の海外流出防止に向けた対策をまとめた。育成者が利用地域を限定し、地域外への持ち出しを制限することや、農家に認められてきた自家増殖を許諾制にすること等がポイントとなる。

農水省は今回の対策を踏まえ、種苗法の改正案をまとめ、次期通常国会に提出する方針としている。

I 日米貿易協定承認案が衆院可決

— 国内対策に3, 250億円計上する方向で調整中 —

1. 影響試算の公表・農水省説明会

- 10月18日、自民党は、TPP・日EU・日米TAG等経済協定対策本部、TPP交渉における国益を守り抜く会合同会議を開催した。同会議では、政府から経済効果分析(暫定値)および農林水産物の生産額への影響(試算)等が公表された。

【農林水産物の生産額への影響(試算)・経済効果分析(暫定値)のポイント】

	日米	TPP11	日米+TPP11	日EU
農林水産物の生産額への影響	600~1,100億円減	900~1,500億円減	1,200~2,000億円減	600~1,100億円減
参考：実質GDP	0.8%増(4兆円増)	1.5%増(8兆円増)	—	1.0%増(5兆円増)

- 30日、農水省は日米貿易協定の最終合意内容(農林水産品)に関する東海地区説明会を開催した。

2. 国会の動向・主なやりとり

- 10月15日、政府は日米貿易協定の承認案を閣議決定し、同日国会に提出した。
- 24日、衆院本会議で承認案が審議入りした。しかし、閣僚の相次ぐ辞任等の影響を受け、本格審議の場となる衆院外務委員会が開催されず、11月6日の再開まで空転した。
- 19日、衆院本会議で、承認案が自民、公明、日本維新、希望の賛成多数で可決し、参院に送付された。審議時間は延べ11時間であった。
- 20日、参院本会議で審議入りした。
- 国会における主なやりとりは以下の通り。

【国会における主なやりとり】

交渉の第2段階・農産品の再協議規定(共同声明等は前月号参照)
・(共同声明の第3段落について)発効された後、4か月以内に協議を終えてから、そこからその他の課題について新たに交渉を開始するというふうに読める。関税は含まれないとしても、農林水産分野は含まれないと理解してよいのか。(10月16日参院予算委 日本維新・石井)
⇒日米共同声明は、日米で今後どの分野を交渉するのか、対象をまず協議するという形であり、この協議において日米双方が合意したもののみが交渉の対象になる。(茂木外相)

・米国側への特恵的待遇と再協議規定が盛り込まれたことにより、米国側がこれを盾にさらなる市場開放を強く求めてきた場合、応じざるを得ないのではないか。(10月24日衆院本会議 共産・笠井)

⇒今回の共同声明においてサービス貿易や投資等が例示されているが、今後どの分野を交渉するのかについては、まずその対象を協議することとしており、現時点において米国側の考え方も含め予断を持って申し上げることは差し控える。(安倍首相)

・一方の国だけに特恵的な待遇の追及を明記する協定はあるのか。(11月20日参院本会議 共産・紙)

⇒特恵的な関税を追及する意図が米国側にあることを単に記載したに過ぎない。(安倍首相)

牛肉セーフガード

・牛肉のセーフガードについて、TPPの発動基準数量と米国向けの発動基準数量が併存することで、TPPを超える影響が出る恐れがあるのではないか。(10月23日 衆院外務委 共産・穀田)

⇒(米国からの輸入実績を下回る)米国に厳しいセーフガードをかけることが、結果としてTPP国全体も含めてわが国の国産、国内の牛肉への影響を最小限に抑えられると考えている。(内閣官房)

・日米貿易協定の交換公文には、牛肉のセーフガードが発動された場合、日米両国が「適用のある発動水準を一層高いものに調整するため、協議を開始する」とあるが、これは事実上セーフガードを無力化するものではないか。(10月23日 衆院外務委 共産・穀田)

⇒協議の結果を何ら予断しているものではない。いずれにしてもわが国として今後そういった協議が行われる場合も国益に反するような合意をするつもりはない。(茂木外相)

・牛肉のセーフガードの評価は(どのように考えているか)。また、セーフガード発動後は、どのように対処するか。(11月7日衆院連合審査会 国民・近藤)

⇒セーフガード発動基準は24万2,000トンに抑えることができた。これに米国を除く11か国による環太平洋連携協定(TPP11)からの輸入実績を加えても、TPPの発動基準より8,000トン少ない。譲許の枠に入った。米国はセーフガードが発動したら、さらに(水準を)上げるよう言ってくるかもしれないが、日本として受け入れられないものは受け入れない。(江藤農相)

国内対策

・引き続き生産基盤の強化などに取り組み、輸出拡大をさらに進めるべきだ。補正予算も視野に入れ、国内対策などに万全を期していただきたい。(10月24日衆院本会議 公明・竹内)

⇒なお残る農家の不安に寄り添い、万全の対策を講じていくことが必要。
補正予算は現段階で具体的に想定していないが今後適切に判断する。(西村経済再生担当相)

・(協定を)決める時、影響額が出ると言っているのに(国内)対策(の具体的な内容)は言えないのでは、安心材料にならない。(11月12日衆参農水委 立憲・石垣)

⇒これまで対策と影響がセットで出されたのに比べたら、イレギュラーなのは認める。いろいろ考えた中、この内容なら国内対策で十二分にやれると自信を持った。しっかりやらせていただきたい。(江藤農相)

・(国内対策について、中山間地などに幅広く目配りした支援強化をすべきで)国際競争力のある分野に重点を置くべきだとの提言もあると聞くが、慎重であるべきだ。(11月20日参院本会議 公明・矢倉)

⇒条件不利地や中山間地を含めた生産基盤の強化に取り組む。(安倍首相)

・予算も付いていない国内対策で生産量が維持される都合のいい前提。恣意的な影響試算はやり直すべきだ。(11月20日参院本会議 公明・那谷屋)

⇒万全の対策を講じることで生産基盤を強化し国内生産量の維持拡大を図っていくことができる。試算をやり直す考えはない。(江藤農相)

関税適用時期

・協定が1月1日に発効すると、4月1日からは2年目(の関税適用)となる。一方、米国側にそのような規定はなく、2年目の発効は1年後からとなる。不均衡ではないか。(11月6日衆院外務委 日本維新・杉本)

⇒近年締結した協定の関税引き下げの時期は、毎年4月1日。他の締約国は1月1日や発効日が多いが、時期が異なっていることは他の協定と同じ。(内閣官房)

米国のTPP復帰

・日米の協定を急ぐのではなく、米国をTPPに戻すことを着地点とすべきだった。米国が復帰するメリットは小さくなるのではないか。(11月20日参院本会議 日本維新・浅田)

⇒日米協定ではデジタル貿易のルールを除きTPP協定にある投資やサービス、ルールなどが含まれていない。米国がTPPに戻るインセンティブがなくなったわけではない。(安倍首相)

3. 国内対策

- 11月21日、政府・与党は2019年度補正予算で、日米貿易協定やTPPを踏まえた国内農林水産業対策として、3,250億円程度を計上する方向で調整に入ったと報道されている。

- その他、新聞では以下のように報道されている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産クラスター事業には400億円程度を計上、中小規模・家族経営の農家が使いやすいよう補助要件を緩和する。酪農の増頭・増産対策を新設し、240億円程度を盛り込み、両事業を合計すると前年度の畜産クラスター事業を90億円程度上回る。 ・ 産地パワーアップ事業には350億円程度を計上し、経営規模などに応じて、補助要件を緩和する。 ・ 政府は、12月上旬にもTPPや日米貿易協定等の国内対策の指針となる「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂し、補正予算案をまとめる。

(日本農業新聞11月22日掲載記事を基に作成)

4. 米国の動向

- 米国では日米貿易協定の発効は議会承認が不要であり、今後、日本の国会承認とタイミングを合わせて、大統領令等の行政手続きにより協定発効がされると想定される。
- なお、乳製品団体や議会の民主党幹部等は日米貿易協定の最終合意以降、「農業分野について、今後さらなる交渉が必要」との認識を表明しており、第2段階において農業分野を改めて交渉対象として位置づけられることも懸念される。

5. 想定される今後のスケジュール

- 今後、以下のようなスケジュールで日米貿易協定の発効、「総合的なTPP等関連政策大綱」の改訂、第2段階の交渉が開始されると想定される。

2019年 12月9日	国会会期終了日(当初予定)	↓ 協定の国会承認?
12月上旬	「総合的なTPP等関連政策大綱」の改訂 補正予算案のとりまとめ	
2020年 1月1日	日米貿易協定発効(見込み)	
5月以降	交渉第2段階開始?	↓ 交渉第2段階にかかる予備協議

II 規制改革推進会議が常設化

— 第1回農林水産WGが開催される —

1. 規制改革推進会議の常設化

- 規制改革推進会議は、2016年に3年間の時限組織として設置され、3年を経過した本年7月に閉会した。
- 10月18日、政府は、規制改革推進会議を常設化し、委員を20人以内、任期を2年とすることを閣議決定した。
- 31日、同会議の初会合が開催された。議長に小林喜光氏（前経済同友会代表幹事）、議長代理に高橋進氏（㈱日本総研チエアマン・エメリタス）が選任されたほか、安倍首相の諮問、重点的フォローアップ事項の決定等が行われた。
- 安倍首相は、「(常設化した理由について) あらゆる分野で、過去の発想にとらわれることなく、大きなビジョンを持って、未来を見据えた改革に絶えず挑戦していく必要があります。こうした思いの下に、これまで、期限を区切って設置されてきた規制改革推進会議を、今般、常設の組織とすることといたしました」、「ユーザー目線に立って、大胆な改革案を構想していただきたい」と述べた。
- 重点的フォローアップ事項において、農協改革関連では「信用事業の健全な持続性確保」が記載された。

【規制改革推進会議 重点的フォローアップ（令和元年10月31日）抜粋】

4 農林水産

(2) 農協改革

- ・ 信用事業の健全な持続性確保

JAグループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用の更なる推進、農林中金・信連・全共連の農協出資株式会社への転換を可能にする等、必要な見直しの実施状況について確認を行う。

- なお、信用事業の代理店方式については、信用事業譲渡の選択は5JAにとどまり、ほぼ全てのJAが総合事業の継続を組織決定している。
- その他、農業分野では、新規就農者支援として、農業次世代人材投資事業（準備型）の民間研修機関の研修での適用にかかる見直し等が重点的フォローアップに掲げられた。

【その他重点的フォローアップにおけるポイント・抜粋】

- ・新規就農者支援
 - －農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化
 - －官民のイコールフットイングとして、農業次世代人材投資事業（準備型）の民間研修機関の研修での適用にかかる見直し
- ・ドローン（小型無人飛行機）の携帯電話の電波利用
- ・農機や除雪機をけん引するトラクターの行動走行
- ・市街地から離れた畜舎を建築基準法の適用対象外とする特別法
- ・農作物栽培施設に関する用途規制、工場としての扱い

（重点的フォローアップ事項は別紙1の通り）

- 同会議終了後、記者会見が開催され、高橋議長代理より「重点的フォローアップ事項は、これまでの規制改革推進会議がやって、時間的な制約で見届けることができなかつたものが残っているので、そういう意味では前会議からの宿題だと思います。私たちは、改革が後退しないように、この宿題はちゃんとやる」、「2年間という任期の中で目玉になるようなものを打ち出していく」等の発言があった。

2. 農林水産WGの第1回会合開催

- 11月14日、書面議決により規制改革推進会議の進め方、各WGの設置やメンバーの選任が決定された。農林水産WGの構成委員は以下の通り。

【農林水産WG構成委員】

- ・佐久間総一郎委員（座長・日本製鉄株式会社常任顧問）
- ・竹内純子委員（NPO 法人国際環境経済研究所理事・主席研究員）
- ・南雲岳彦委員（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社常務執行役員）
- ・新山陽子委員（立命館大学食マネジメント学部・教授）

（規制改革推進会議の体制は別紙2の通り）

- なお、座長の佐久間氏は民主党政権時代の行政刷新会議の規制・制度改革委員会でも農業WGに所属し、安倍政権の規制改革会議においても2013年の発足時に委員を務めた。
- 20日、農林水産WGの第1回会合が開催され、重点事項に向けたフリーディスカッションが行われた。なお、座長代理には南雲氏が就任した。
- 新規就農支援とスマート農業を主な審議事項とする考えが提示された。ま

た、重点的フォローアップとして、農協改革に関連し「信用事業の健全な持続性確保」や、農地利用に関連し、「農地利用の促進」「コンクリート張り農業用ハウス等の取扱い」等が盛り込まれた。(提示資料は別紙3の通り)

重点的フォローアップ事項（案）

1 雇用・人づくり

(1) 雇用

- ・ 年休の取得しやすさ向上に向けた取組み
年休の時間単位取得の制度を導入している企業の具体的事例の周知等を通じた制度普及の取組等の検討状況について確認を行う。
 - ・ 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表
看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対する、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ等の実態調査の実施状況について確認を行う。
 - ・ 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化
高卒で就職した者における現在の採用選考の仕組みの評価、早期離職の背景にある要因に関する実態の分析の実施や、高卒就職者の定着支援を行う仕組みの整備状況について確認を行う。
 - ・ 兼業・副業の促進
労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しをすることについて、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」の結論を得た上での労働政策審議会における議論の実施状況の確認を行う。
 - ・ テレワークの促進
時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者に対するニーズ調査の実施状況の確認を行う。
 - ・ 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大
保育士、介護福祉士の登録証について、旧姓併記を可能とする省令改正、看護師免許証等への旧姓併記に関する措置状況等の確認を行う。
- (2) 教育
- ・ 最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育の実現に向けた工程表の取りまとめ
全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、文部科学省を中心とした関係省における工程表を含む取りまとめ状況について確認を行う。
 - ・ 学校の ICT 環境整備に向けた取り組み状況
あるべき教育基盤をできる限り早期に実現するため、市町村ごとの整備状

況や活用状況の調査・公表、教育現場における ICT の活用推進、安価な環境整備に向けた具体策の検討など、学校の ICT 環境整備に必要な措置について確認を行う。

・教育における情報の利活用の促進に向けた取り組み状況

教育における情報の利活用を促進するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しと必要な措置の対応状況について確認を行う。

2 投資等

(1) フィンテック

資金移動業者の口座への賃金支払い、資金移動業の送金上限、前払式支払手段の払戻し、中小零細企業の資金調達が多様化、本人確認手続きの効率化にかかる対応状況について確認を行う。

(2) 電力小売

大手電力会社による「内外無差別」の電力卸供給の実現、卸電力市場の透明性の確保、ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設、新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築など、電力小売市場の活性化に向けた対応状況について確認を行う。

(3) ガス事業制度

ガス小売市場の競争促進のため、現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行、一括受ガスによる小売間競争等、競争促進に向けた対応状況について確認を行う。

(4) 電波制度

本年成立した改正電波法の施行の状況や放送用周波数の割当における対応状況について確認を行う。

ローカル局の経営基盤の在り方、放送に関わる著作権制度の見直し等について確認を行う。

(5) 総合取引所の実現

商品所管大臣による同意の運用の明確化にかかる対応状況について確認を行う。

3 医療・介護

(1) 医療等分野におけるデータ利活用の促進

国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討状況について確認を行う。

(2) オンライン医療の普及促進

オンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充及びオンライン服薬指導の一定条件下での実現に向けた取組状況について確認を行う。

(3) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

新コンピュータシステム開発の進捗状況、レセプト事務点検業務の実施場所を集約する計画についての具体的工程等について確認を行う。

(4) 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化

研究事業に係る手続について統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を進めるなど、各種手続の簡素化に係る取組状況について確認を行う。

4 農林水産

(1) 新規就農支援

・ 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズの検討状況について確認を行う。

・ 新規就農者向け資金支援に関する官民のイコールフットイング

農業者を目指し、研修を受ける者に対する農業次世代人材投資事業（準備型）については県農業大学校等での研修を受ける者に対し最長2年間の資金支援を行っているが、民間研修機関での研修には交付されない。官民のイコールフットイングを図るための必要な見直しの実施状況について確認を行う。

(2) 農協改革

・ 信用事業の健全な持続性確保

J Aグループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用の変更の推進、農林中金・信連・全共連の農協出資株式会社への転換を可能にする等、必要な見直しの実施状況について確認を行う。

(3) 漁業改革

・ 漁業法改正関連政省令の整備

来年中に予定されている改正後の漁業法等の施行に向け、許可漁業にかかる許可基準、漁業権について免許の申請が複数ある場合の免許基準等の整備状況について確認を行う。

・ 水産物・漁業生産資材の流通総点検

水産物・漁業生産資材の不適正な取引を防止するため、取引適正化のためのガイドラインや自主行動計画を策定するとともに、養殖生産の需要家から

の受託等養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの推進状況について確認を行う。

・漁獲証明制度の創設

資源管理の徹底とIUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅を図るとともに輸出を促進するため、トレーサビリティの出発点である漁獲証明制度の創設状況について確認を行う。

（４）その他

・農業用ドローンの携帯電話の電波利用に関する規制の見直し

携帯電話を搭載したドローンの飛行にあたりユーザーが携帯電話事業者を通じて申請する実用化試験局免許に係る手続簡易化、総務省は介入せず携帯電話事業者のみによって運用を行う実用局制度の在り方等に関する定期的な議論の状況について確認を行う。

・高機能農機や除雪機の活用を阻む規制の見直し

農機や除雪機を牽引したトラクターが公道の走行が可能となるよう、必要な基準の明確化及び周知等について、確認を行う。

・畜舎に関する規制の見直し

市街地から離れて建設される畜舎等を建築基準法の適用対象から除外する特別法の検討状況や内容について確認を行う。

・農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

日本建築行政会議における農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方についての検討状況について確認を行う。

・魚病対策の迅速化に向けた取組

養殖業において新たな疾病に迅速に対応できるよう、魚病に詳しい獣医師体制の量的拡充、オンライン診療等によって魚病対策の充実化と迅速化を可能とする体制の構築状況について確認を行う。

【新たな規制改革推進会議の体制】

岩下 直行	○投資等WG ○デジタルガバメントWG 京都大学公共政策大学院教授
大石佳能子	○医療・介護WG (座長) 株式会社メディヴァ代表取締役社長
大槻 奈那	○雇用・人づくりWG (座長) ○投資等WG マネックス証券株式会社執行役員、名古屋商科大学大学院教授
大橋 弘	○成長戦略WG (座長) ○医療・介護WG 東京大学公共政策大学院副院長⇒食料・農業・農村政策審議会企画部会長
小林 喜光	◎本会議・議長 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
佐久間総一郎	○投資等WG ○農林水産WG (座長) 日本製鉄株式会社常任顧問
佐藤 主光	○医療・介護WG ○デジタルガバメントWG 一橋大学経済学研究科教授
菅原 晶子	○成長戦略WG ○医療・介護WG 公益社団法人経済同友会常務理事
高橋 滋	○成長戦略WG ○デジタルガバメントWG (座長) 法政大学法学部教授
高橋 進	◎本会議・議長代理 ○投資等WG (座長) 株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
武井 一浩	○成長戦略WG ○投資等WG 西村あさひ法律事務所弁護士 (パートナー)
竹内 純子	○投資等WG ○農林水産WG NPO 法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
谷口 綾子	○成長戦略WG 筑波大学システム情報系教授
中室 牧子	○雇用・人づくりWG 慶應義塾大学総合政策学部教授
南雲 岳彦	○農林水産WG ○デジタルガバメントWG 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社常務執行役員
夏野 剛	○雇用・人づくりWG ○投資等WG 慶應義塾大学政策・メディア研究科特別招聘教授
新山 陽子	○農林水産WG 立命館大学食マネジメント学部・教授
水町勇一郎	○雇用・人づくりWG 東京大学社会科学研究所教授
御手洗瑞子	○雇用・人づくりWG 株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

※成長戦略WGは5人、雇用・人づくりWGは5人、投資等WGは7人、医療・介護WGは4人、農林水産WGは4人、デジタルガバメントWGは4人の体制

農林水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項（案）

令和元年 11 月 20 日
農林水産ワーキング・グループ
座長 佐久間 総一郎

我が国の農林水産業の成長産業化に向けて、イノベーションや多様な人材を取り込み、スマート農林水産業の推進など先端技術の導入、投資、規模拡大等を通じて生産性及び付加価値を向上させるとともに、適正な取引の推進を図る必要がある。また、農林水産業の持続的発展のためには、農林水産業における自らの将来展望が描けるような環境を整備することにより、若者の参入を得ることが必要である。

このような問題意識に基づき、農林水産ワーキング・グループは、以下の事項を中心に、規制改革実施計画の実施状況をきめ細かくフォローアップするとともに、規制・制度の総点検を行う。

＜今期の主な審議事項＞

（１）新規就農支援

- ・法人経営を始めとする農業者への支援制度の検証と見直し

（２）スマート農業

- ・農業機械の自動走行に係る規制の見直し
- ・農業機械・システムのデータの共有化

＜重点的フォローアップ事項＞

（１）新規就農支援

- ・農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化
- ・新規就農者向け資金支援に関する官民のイコールフットィング

（２）農協改革

- ・信用事業の健全な持続性確保

（３）漁業改革

- ・漁業法改正関連政省令の整備
- ・水産物・漁業生産資材の流通総点検
- ・漁獲証明制度の創設
- ・海技士の乗組み基準の見直し
- ・魚病対策の迅速化に向けた取組

(4) スマート農業

- ・ 農業用ドローンの携帯電話の電波利用に関する規制の見直し
- ・ 高機能農機や除雪機の活用を阻む規制の見直し

(5) 農地利用

- ・ 農地利用の促進に係る規制の見直し
- ・ 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い

(6) その他

- ・ 肥料取締法に基づく規制の見直し
- ・ 畜舎に関する規制の見直し
- ・ 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

Ⅲ 種苗法改正案、次期通常国会提出へ

— 登録品種の自家増殖を許諾制へ —

1. 経過

- 2019年3月、農水省は、優良品種の海外流出防止や実効性のある品種の保護をはかるため、「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品种の保護に関する検討会」を設置した。
- 背景には、種苗法に基づく品種登録制度があるにもかかわらず、シャインマスカット等の優良品種が海外に流出していること等がある。
- 同検討会は、品種育成者や学識経験者、農業団体、消費者団体等から有識者として委員が選定されている。

【優良品種検討会 委員名簿】

氏名	役職
池村 治	味の素(株) 知的財産部長
伊原 友己	弁護士(弁護士知財ネット 事務局長・理事)
魚住 りえ	フリーアナウンサー
合瀬 宏毅	日本放送協会 解説委員
大淵 哲也	東京大学法学部 教授
加藤 好一	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 代表理事長
金井 健	全国農業協同組合中央会 常務理事
金澤 美浩	(有)矢祭園芸
栗原 竜也	全国農業協同組合連合会米穀部 専任部長
小松 宏光	長野県果樹試験場 場長
茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻 教授 (座長)
中平 義則	株式会社なかひら農場 社長
西川 芳昭	龍谷大学経済学部国際経済学科 教授
矢野 昌裕	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構次世代作物開発研究センター 所長
油木 大樹	(株)武蔵野種苗園 代表取締役社長

- 3月27日に第1回会合が開催、以降9月までに5回開催された。
- 11月15日に第6回会合が開催され、優良品種の海外流出防止に向けた対策をまとめた。登録品種について、育成者が利用地域を限定し、地域外への持ち出しを制限することや、農家に認められてきた自家増殖を許諾制にする。なお、登録品種以外の一般品種は、その増殖や利用に制限はない。

【とりまとめのポイント】

(持ち出し制限)

- ・育成者権者（新品種を開発した者）が国内限定や栽培地域限定の条件を付す場合、これに反する行為を育成者が制限できる。

(登録品種の自家増殖を許諾制に)

- ・これまで農業者に認められてきた登録品種の自家増殖を、育成者権者の許諾に基づくものとする。

※ただし、登録品種の一部はこれまでも許諾が必要であった。

※現時点で、許諾の具体的内容は明らかにされていない。

- ・農業者が育成者権者から簡便に許諾を得られるよう、団体等がまとめて許諾を行うなど事務負担の軽減。

(詳細は別紙1の通り)

2. 主な課題

- 許諾制の具体的な運用は現時点で明らかではないが、品種登録が行われた品種（登録品種）を自家増殖する場合、許諾制が導入されることによって以下の課題が想定される。生産現場に支障が出ない運用を求めていく必要がある。

【登録品種の自家増殖を許諾制にする場合に想定される主な課題】

(生産現場の混乱)

- ・従来、自家増殖を認められていた登録品種に許諾制が導入されるので、生産現場への周知・意識醸成が必要となる。

(生産コストの増加)

- ・仮に育成者権者からの許諾料の支払いを求められた場合、生産コストが増える。

(管理コスト・負担の増加)

- ・これまではなかった許諾申請の事務が必要となる。
- ・許諾はJ A・部会等がまとめて行う仕組みも想定されているが、自家増殖を行う際の許諾申請が煩雑なものとなった場合、J A・部会等の管理コスト・負担が増える。

3. 現行制度

- 現行の種苗法の概要と品種登録の現状、自家増殖の取扱いは以下のようになっている。

【現行の種苗法のポイント】

(法律の概要)

- ・種苗法は、農林水産物の全般にわたる新品種の保護のための品種登録に関する制度と、種苗の品質や表示に関する規制を規定。
- ・品種開発者（育成者）により品種登録が行われた品種（登録品種）とそれ以外の一般品種に区別。一般品種（在来種や登録の行われなかった品種、すでに登録期間が切れた品種等）は、種苗法の保護の対象外。

(品種登録の現状)

- ・登録品種は品種登録日から25年間（果樹は30年間）育成者権者が保護
- ・現在、権利存続中の登録品種は8,331品種（H29年度末）
- ・登録品種の権利者の類型別割合は種苗会社が49%、個人が21%、都道府県等が15%、国等が8%となっている。

(自家増殖の取扱い)

- ・農業者が登録品種を自家増殖することは一定の要件の下に認められている。
- ・自家増殖とは、農業者が収穫物の一部を次期作付け用の種苗として使用することをいう。
- ・登録品種のうち種苗法施行規則（別表第三）で定める種苗は自家増殖に育成者の許諾が必要となる。現在、387種類が指定されている。また、契約で別段の定めをした場合も自家増殖できない。
- ・在来種等の一般品種は、自家増殖を自由に行うことができる。

(損害賠償)

- ・育成者の権利を侵害した者に対し、損害賠償を請求できる。

(罰則)

- ・育成者の権利を侵害した者は、10年以下の懲役または1,000万円（法人は3億円）以下の罰金に処する。

【(参考) 種子法の概要】

- ・種子法は、主要農作物（稲、麦（大麦・はだか麦・小麦）、大豆）の優良な種子の生産及び普及を促進するため、圃場審査等の都道府県の役割等について規定。2018年4月に廃止。

4. 今後のスケジュール

- 農水省は今回の対策を踏まえ、種苗法の改正法案をまとめ、次期通常国会に提出する方針としている。

資料 2

**優良品種の持続的な利用を可能とする
植物新品種の保護に関する検討会
とりまとめ（案）**

優良品種の流出を防止するとともに、その持続的な利用を確保していくため、農林水産省は以下の事項の実現に向けて検討を進めるべき。

1 制度の理解促進を図るべき

植物新品種の保護の意義や種苗法の考え方が正確に農業現場に浸透するよう、特に以下について、国は都道府県や団体等と共同して意識醸成に努めるべき。

- ・ 農産物の品種には、大宗を占める一般品種と種苗法で登録された登録品種があること
- ・ 登録品種は、その品種の育成者の知的財産として保護されている品種であり、一定期間、その利用には育成者権者の同意が必要であること
- ・ 品種を利用する際の許諾料が、更なる品種開発・供給の促進に繋がることで、農業の発展に寄与すること
- ・ 登録品種以外の一般品種は、その増殖や利用に制限はないこと

2 主に海外流出防止のため、現行制度の見直しを検討すべき**① 育成者の意図に反した海外流出を防止すべき**

- ・ 登録品種の販売に当たって、国内利用限定や栽培地域限定の条件を育成者権者が付す場合には、これに反する行為に育成者権を行使できるよう制度を見直すべき。
- ・ 利用者の混乱がないよう、登録品種である旨や利用条件の適正な表示を義務づけるべき。

② 登録品種の増殖は育成者権者の許諾に基づくべき

- ・ 登録品種の増殖は、自家増殖を含め、育成者権者の許諾に基づくこととし、増殖を行う者を明らかにすることで、海外流出防止できるようにすべき。
- ・ 農業者が育成者権者から簡便に許諾を得られるよう、許諾は団体等がまとめて行うことができることや、許諾契約のひな形を示すべき。
- ・ 育成者権が譲渡等された場合でも、既に許諾を受けている農業者が安定的に登録品種を利用できるよう配慮すべき。

③海外流出した場合等の権利侵害の立証の手續改善

- ・ 品種登録時の種苗との比較栽培を求められ技術的に困難となっている権利侵害の立証を、特性表を用いることで容易にすべき。
- ・ 特性表の作成に当たっては、育成者の育成の意図が反映され、海外登録にも活用できる質の高い品種登録審査を行うべき。その際、安定的な制度運営に必要な手数料を徴収すべき。
- ・ 他の登録品種の育成者権が及ぶとされている従属品種の範囲が不明確であることから、ガイドラインを示すべき。

④その他の見直し

特許法等、他の知的財産制度を参考として、種苗法においても情勢の変化に合わせて必要な改正を行うべき。

- ・ 職務育成品種の権利の帰属や対価にかかる規定の見直し
- ・ 訴訟において裁判所が証拠書類提出命令を出すか否かを判断する際、裁判官が対象書類を実際に確認できる手續を拡充
- ・ 海外からの出願者に日本国内の代理人設置を義務づける規定
- ・ E P A 等において、加盟国間で育成者権の共通の取扱いを規定する場合への対応

3 海外における権利化を推進すべき

- ・ 海外での優良品種の保護・活用を進めるため、海外における品種登録を促進すべき。
- ・ 権利侵害に対して実効的に対応するため、我が国で開発された海外登録品種の権利行使を一元的に実施する体制を整備すべき。

4 今後更に深掘りすべき課題

- ・ 海外における登録を円滑に進めるため、アジア等における国際協力や基準の国際的調和を進めるべき。
- ・ 品種登録情報に含まれる親品種の情報など、営業秘密とすべき情報の審査における管理の在り方について検討すべき。
- ・ 品種開発に向けた研究開発予算の充実を図るべき。
- ・ 伝統野菜等の一般品種を含め、農業者の高齢化による、種苗生産農業者の存続や伝統野菜の種子の維持に対して、適切な支援策を検討すべき。
- ・ UPOV や ITPGR 等の国際的な場における今後の議論の進展に適切に対応すべき。

農政をめぐる情勢

令和元年11月27日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印

刷

大栄印刷工業株式会社

電話 052 (937) 0180

〈ファクシミリ 052 (937) 0210〉